

令和8年度 和歌山県立伊都中央高等学校（定時制課程ならびに通 信制課程）科目履修生の募集に関する要項

1 趣旨

この要項は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び社会に開かれた教育課程の実現をめざし、本校の特定の科目について履修を希望する社会人の方を科目履修生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 聴講の方法

本校の教育課程に位置付けられた教科・科目のうちから特定の科目について、教育展開上支障のない範囲で社会人の方を科目履修生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。授業で実施する実習、レポート提出等については、原則として生徒と同様の扱いとします。

3 応募・問合せ先

和歌山県立伊都中央高等学校 定時制課程担当：定時制課程 教頭

通信制課程担当：通信制課程 教頭

〒649-7203 橋本市高野口町名古屋558

TEL 0736-42-2056

4 募集に関する事項

(1) 募集期間 令和8年3月16日（月）～令和8年4月14日（火）

（土曜日・日曜日・祝日等、授業日でない日は除きます。）

※ 通信制課程の「実用書道」の令和7年度受講生については、令和8年2月末に関係書類を配布します。

- ・ 定時制課程においては、美術Ⅰ（昼間コース）、通信制課程においては、実用書道について、科目履修を認めます。

(2) 受講開始日時 科目履修生認定を受け、諸手続きが終了次第、受講可能です。

(3) 科目の内容等

詳細は、お問い合わせ願います。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

科目履修生として応募することのできる方は、学習意欲があり、県内に在住又は勤務する方で、中学校卒業相当年齢以上で、かつ、高等学校に在籍していない方とします。

また、定時制課程では、本校の定める時間割で、本校の行事計画に則って授業が展開されていきますが、当該科目の授業に、3分の2以上の出席が見込める方。

通信制課程では、当該科目の必要なスクーリング回数以上の出席が見込める方。

(2) 応募方法

「科目履修願」に必要事項を記載し、本校に提出してください。「科目履修願」の提出に当たっては、事前に本校に連絡の上、必ず希望される本人が持参してください。(申し込みが、2回目以降の方で、本人が来校できない場合は除きます。)

提出場所：本校事務室

提出時間：前記4(1)に示した募集期間の午前9時～午後4時

※1 提出に当たっては、確認のため、県内に在住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類を持参してください。

県内在住が証明できる書類：(例)住民票、自動車運転免許証、健康保険証等

県内在勤が証明できる書類：(例)勤務地が明記している社員証等

※2 来校に当たっては、予め、電話で受付の可能な日かどうかを確認してください。

6 科目履修生の決定方法

「科目履修願」の内容の確認等を行った上で、決定します。原則は、申し込み順に記載内容を確認して決定していきますが、受入人数を超えるまたは高校生の履修に支障があるほど、期間内に申し込まれた科目履修希望者が多数の場合は、面接等を実施することがあります。なお、希望者が受入人数を上回らない場合であっても、受講が認められない場合があります。

7 聴講までの手続き及び費用

(1) 科目履修生決定の連絡

申し込み後、早いうちに、結果を連絡します。

(2) 科目履修生の認定書の交付及び費用の徴収方法の説明

科目履修生決定の連絡時、科目履修生と学校の間で日時を決め、認定書交付と費用の徴収方法、科目履修に当たっての説明等を行います。

(3) 費用について

ア 登録必要経費

授業に必要な金額(和歌山県条例)

1単位当たり、定時制課程1,740円、通信制課程336円

イ テキスト代等

定時制では、教科書代、その他の材料費代

通信制では、教科書代、学習書代、その他のテキスト代

などが必要です。

※ 納付後、費用は、特別の理由がある場合のほかは返金いたしませんので、了承願います。

8 修了認定

(1) 認定方法

科目履修認定を希望する方には、出席状況や生徒と同様に実施する実習及びレポート提出等の取組状況等から、成果が当該科目の目標に照らして満足できると認められる場合、当該科目について修了を認定します。

(2) 科目履修修了証書等の発行

本校での科目履修について修了を認定した方には、「科目履修修了証書」を交付することができます。

ただし、修了証明書の交付については、「和歌山県使用料及び手数料条例」（昭和22年11月1日和歌山県条例第28号）に基づき、手数料（1通410円 令和3年1月28日現在）を徴収します。

9 科目履修許可の取消

次の各号のいずれかに該当する場合には、科目履修の許可を取り消させていただくことがあります。

なお、この場合における納付金の返金はいたしません。

- (1) 学則及びその他の規則に違反したとき。
- (2) 教育活動の秩序を乱したとき。
- (3) 教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 虚偽又は不正な行為により科目履修の許可を受けたとき。
- (5) 必要な費用等を納付しないとき。
- (6) その他校長が必要と認めるとき。

10 その他注意事項

- (1) 本校敷地内は禁煙です。
- (2) 校内では本校が準備する名札を着用してください。
- (3) 定時制（昼間）では、自動車での登校は認めていません。通信制では、申請内容により、自動車での通学を認める場合があります。
- (4) 学校における結核対策として、聴講を承認された方は、1年以内に実施した胸部エックス線検査で、結核等の所見がないことを証明した書類を提出願います。
※費用の納付時に事務室に提出してください。それまでに準備できなければ、当該年度の6月30日までに事務室または受講科目担当教員に提出してください。